

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

## ○蒲郡市幸田町衛生組合技能業務職

### 員の給料に関する規則

（平成十九年三月三十日）  
規則 第十号

止

2 蒲郡市幸田町衛生組合技能業務職員の給料に関する規則（昭和三十九年蒲郡市幸田町衛生組合規則第五号）は、廃止する。

#### （趣旨）

第一条 この規則は、蒲郡市幸田町衛生組合職員の給与に関する条例（平成十九年蒲郡市幸田町衛生組合条例第十号）の規定に基づき、技能業務職員の給料、初任給基準及び昇格基準について定めるものとする。

#### （準用規定）

第二条 技能業務職員の給料に関する必要な事項は、蒲郡市技能業務職員の給料に関する規則（昭和三十六年蒲郡市規則第八号。以下「蒲郡市規則」という。）の規定を準用する。

#### （読み替規定）

第三条 蒲郡市規則中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

#### 附 則

#### （施行期日）